

酒税特例措置を受ける酒類製造者の承認申請書の記載要領

- 1 この申請書は、租税特別措置法第 87 条第 4 項第 1 号の承認を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、製造場の所在地を所轄する税務署長に提出してください。ただし、2 以上の製造場を有する製造者は、いずれかの製造場を所轄する税務署長のうち、本店所在地又は主たる事業所を所轄する税務署長（個人にあつては住所地を所轄する税務署長）に提出してください。
（注）本店所在地等に製造場を有しない場合や課税移出数量が最も多いなど合理的な理由がある場合は、製造場の所在地を所轄する任意の税務署長に申請書を提出することができます。
- 3 この申請書には、「事業計画書」及び「酒税特例措置に係る誓約書」を添付してください。
- 4 「その他に有している製造場」欄に書ききれない場合は、次葉に記載し、申請書に添付してください。

事業計画書の記載要領

- この計画書は、租税特別措置法第 87 条第 5 項の規定に基づく申請書（「酒税特例措置を受ける酒類製造者の承認申請書」。以下「申請書」といいます。）を提出する場合に添付してください。
- この計画書は、製造場の所在地を所轄する税務署長に提出してください。ただし、2 以上の製造場を有する製造者は、いずれかの製造場を所轄する税務署長のうち、本店所在地又は主たる事業所を所轄する税務署長（個人にあっては住所地を所轄する税務署長）に提出してください。
（注）本店所在地等に製造場を有しない場合や課税移出数量が最も多いなど合理的な理由がある場合は、製造場の所在地を所轄する任意の税務署長に申請書を提出することができます。
- 【計画期間】は、原則 5 年間の期間（例：令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）としてください。ただし、計画期間を 5 年間としない場合には、次に掲げる場合の区分に応じて記載してください。
 - 計画期間が 5 年間より長い場合
例えば、10 年間といった長期の経営目標を既に設定している事業者の場合には、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間で評価できるような目標を設定し、記載してください。
 - 計画期間が 5 年間より短い場合
例えば、令和 6 年 4 月 1 日から 3 年間の目標とすることも可能です。その場合には、期間満了の日前（令和 9 年 3 月 30 日）までに事業計画書〔変更用〕を税務署長に提出してください。
- 【経営の現状等】には、事業の概要、酒類事業の将来ビジョン、経営課題など申請者の経営の現状等について記載してください。
- 【目標の分類】は、申請者が記載した目標に最も近い分類のものを記載してください。なお、それぞれの分類については、例えば、次のようなものが該当します。

分類	目標例
商品に着目した目標 （醸造技術・商品付加価値の向上）	品評会の入賞回数、取引単価の上昇、ブランド価値の向上 等
会社・事業に着目した目標 （経営基盤の安定・強化、事業の成長）	売上増加、販路拡大、輸出拡大・生産性向上、〇〇率の改善、コロナ禍からの回復、雇用、取引先の強化 等
地域への波及効果がある目標 （地域・社会貢献、SDGs 等）	酒蔵ツーリズム、地元産原料の使用拡大、SDGs への各種取組 等

- 【評価指標】は、上記 5 で記載した目標の達成度合いを測るための指標を申請者自らが設定し、できるだけ具体的に記載してください。例えば、上記 5 の取引単価の上昇を目標とする場合は「取引単価の増加率」、輸出拡大を目標とする場合は「輸出金額」や「輸出数量」、酒蔵ツーリズムを目標とする場合は「酒蔵訪問客数」など、事後的に客観的な評価が可能な指標を設定してください。
- 【現状の数値】には、申請日の属する年度（その年度中に終了する酒類製造者の事業年度を含みます。以下同じです。）の見込み数値又は当該年度の前年の数値を記載し、【目標値】には、上記 6 で設定した評価指標に基づき、5 年間の各年度の具体的な目標値（数値）を記載してください。また、目標値の後に単位（円・％・回数等）を併せて記載してください。
- 【具体的な取組】には、記載した目標を達成するための具体的な取組内容を記載してください。例えば、「会社・事業に着目した目標」であれば、記載した目標と具体的な取組内容が、自社の経営基盤の強化・事業の成長に繋がる目標や取組であるかどうか検討した上で記載してください。また、事後的に客観的な評価が可能となるような目標や取組内容としてください。
- 【その他参考事項】には、必要に応じて目標や取組内容、評価指標を設定する際に参考となる事項を記載してください。例えば、国税庁や他省庁の補助金事業に申請した書類など、既に事業計画書（類似する書類や計画を含みます。以下同じです。）を作成している場合には、「別紙のとおり」と記載の上、既に作成済みの事業計画書を添付することも可能です。